

令和2年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会 議事録

日時 令和2年9月1日(火) 午後6時00分～午後7時00分

場所 市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者 吉田保雄会長、濱岡昇平副会長、井村正太郎委員、安藤由美委員、鍵谷洋輔委員、砂子タケ子委員、野村彩夏委員、本間郁美委員、東邦彦委員(出席委員9名)

事務局 企画経済部長 小鷹雅晴、企画経済部次長兼企画課長 中西章司、企画課主査 橋本麻里子、企画課主事 本庄あゆみ

傍聴者 1名

【事務局(中西次長)】

本日はお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより「第1回石狩市市民参加制度調査審議会」を開催いたします。

私は、事務局の企画経済部の中西と申します。会長・副会長が決まるまでの間、私のほうで進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

本審議会につきましては、平成14年度を第1次とし、これまで18年間ご審議をいただいたところでございます。2年ごとの任期になりまして、令和2年3月末、任期満了に伴う委員の改選により、新たに9名の方が選任されているところでございます。委員構成につきましては、学識経験者1名、団体からの推薦者2名、公募による委員5名、行政職員1名となっております。

なお、本日、委嘱状の交付につきましては、時間の関係もございまして、大変恐縮ではございますが、あらかじめ皆様のお座席に配布させていただき、これをもって交付とさせていただきます。委嘱期間は、令和4年3月31日までの2年間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に事務局を代表して、企画経済部長の小鷹よりご挨拶申し上げます。

【事務局(小鷹部長)】

皆様、改めましておぼんでございます。本日はご多用の中、また、夜間の開催にも関わらず、このようにご出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃より市行政に多大なるご理解、お力添えいただいておりますことをお礼申し上げますと存じます。

このたびは、本審議会の委員に応募、あるいはご承諾をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。本来であれば、市長の加藤よりご挨拶並びに委嘱状をお渡しするところでございますが、あいにくの公務により叶わないことをお許しいただきたいと存じます。

石狩市が市民の方々の意見を聴いて施策を進める手法については、今ではすっかり当たり前となっておりますが、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例、いわゆる市民の声を活かす条例でございますけれども、これは平成14年より施行いたしまして、今年で19年目を迎えているところでござい

ます。これは市民の方々からいたしますと、発言の機会が制度化されているという安心感があるかと存じます。一方、行政としては、市の施策や政策に対して関心を持ってもらうですとか、意見をお伺いして、市民のご理解をいただくということ。また、行政がなかなか考えられないようなご意見を頂くということも、もちろんございます。

そして近年では、行政活動も市民参加制度も、双方が醸成されまして、熟成期に入ってきているのではないかな、というふうに感じているところでございます。

しかしながら、この制度の良好な運用を維持していくために、やはりこの制度疲労というものが、だんだん時代とともにあるのではないかと思いますので、その辺の制度疲労を見極めて、時代に合わせていくというような作業が必要でございまして、これを皆様にご議論いただくということになってございます。本審議会は、この条例に基づいて設置されたものでございまして、この19年間で、第9次、9回にわたって審議会の中で皆様に具体的なご提言をいただいているところでございます。この良好な運用状況を維持していく、そして今後も適切にこの制度を運用、推進していくということに関して、皆様には見張り役としてお力添えをいただければというふうに考えてございます。

終わりになりますけれども、皆様には様々な視点から、闊達なご議論をお願いしたいと存じます。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（中西次長）】

続きまして、私の方から委員の皆様をお座席順に紹介をさせていただきます。着座で結構ですので、一礼をお願いできればと思います。

はじめに、学識経験者としてご参加いただきます、吉田 保雄 様です。石狩市総務部長、石狩市代表監査委員を勤められた経歴をお持ちでございます。

次に、団体からの推薦でご参加いただきます、石狩商工会議所青年部の井村 正太郎 様です。

同じく、団体からの推薦でご参加いただきます、NPO 法人ひとまちつなぎ石狩の安藤 由美 様です。

次に、一般公募でご参加いただきます皆様です。

濱岡 昇平 様です。鍵谷 洋輔 様です。砂子 タケ子 様です。野村 彩夏 様です。本間 郁美 様です。

最後に、市職員で総務部行政管理課の東 邦彦 課長です。

以上、9名の皆様でこれから2年間ご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局をご紹介いたします。企画課の橋本です。同じく本庄です。

次に、本日の会議でございしますが、本日の出席者数は9名であり、条例第32条第2項に規定する委員の半数以上の出席となっておりますことから、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、次第の2「会長と副会長の選出」ですが、条例第31条第2項の規定では、会長及び副会長は、「市職員以外の委員から、互選により選出する」ことになっておりますが、立候補又はご推薦、あるいは選任方法についてのご意見があればお願いいたします。特にご意見がなければ、事務局から提案させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

【事務局（中西次長）】

事務局案としましては、会長には、学識経験者であります吉田委員に、副会長には、前回から継続して委員を務めていただいております濱岡委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

【事務局（中西次長）】

ありがとうございます。それでは会長には吉田委員、副会長は濱岡委員に決定したいと思います。これから2年間どうぞよろしくお願ひいたします。お手数ですが、会長、副会長の席へご移動願ひます。それでは吉田会長より、就任にあたりましてご挨拶をお願ひいたします。

【吉田会長】

皆さん本日はご苦勞様でございます。ただいま、事務局の方から会長ということで仰せつかりましたので、濱岡副会長ともども、よろしくお願ひいたします。先ほど小鷹部長のほうから、この制度のこれまでの経過と現状についてお話がありました。市民参加手続が実際に、市民側から見ても行政側から見ても適切に運用されているかどうか、これを皆さん方で議論して、より良い市民参加の方向を監視していくという言い方はあまりよくないと思うんですけど、みんなで作り上げていくというようなことで、審議会の皆さんと、この2年間一緒にやっていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（中西次長）】

ありがとうございます。それでは、企画経済部長の小鷹より吉田会長に諮問書をお渡しいたします。

【事務局（小鷹部長）】

「石狩市市民参加制度調査審議会会長 様。市民参加制度に関する諮問。石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例第 28 条の規定に基づき、市民参加手続の実施運用状況の評価等について、貴審議会の意見をうかがいます。石狩市長 加藤 龍幸」どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（中西次長）】

これ以降の進行は、吉田会長にお任せいたします。吉田会長、よろしくお願ひいたします。

【吉田会長】

審議会の議事は会長が行うということになっておりますので、皆様のご協力をいただき、円滑に進

行していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、議事録を作成するために録音をしておりますので、発言の際は挙手の上、私が指名してからご発言をお願いします。

それでは早速、次第に基づき進めてまいります。まず、事務局より委員の皆様を確認事項がございますので、お願いします。

【事務局（橋本主査）】

最初に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をいたします。令和2年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会と書かれた資料。また、資料1から7までが1冊になったもの。本日お持ちでない場合はお申し出ください。私からは以上です。

【吉田会長】

それでは、「次第の4. 協議事項の1」について事務局から説明をお願いします。

【事務局（橋本主査）】

「令和2年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会」と書かれた資料の3ページをご覧ください。「(1) 第10次審議会の運営ルールについて」です。

市では、市民参加手続を適正に実施するため、「市民参加マニュアル」を作成し、運用しているところですが、審議会開催後の事務についての規定があります。その中で「議事録作成」については、議事録の作成方法を、あらかじめ審議会のルールとして定めることとしています。第9次審議会までのルールでは、①議事録は全文を記載する。②議事録の内容は、出席委員全員で確認する。③出席委員の確認後に、会長が署名して議事録を確定とする。をルールとしていました。

また、審議内容の向上を図るため、委員の同意により、審議会を傍聴した方が意見や感想などを文書で提出できることを認めています。

第10次の審議会において、これら4つのルールについてご検討をお願いいたします。私からは以上です。

【吉田会長】

ただいま、審議会のルールについて事務局から説明がありました。何かご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

<「なし」の声>

【吉田会長】

それでは、ご意見が無いようですので、皆様にお諮りいたします。運営ルールについては、これまでと同様、議事録については全文を記録する。議事録の内容は出席委員全員で確認する。確認終了後は会

長の署名により議事録を確定する。また、傍聴者の方からの書面による感想や意見の提出を認めることとし、第10次審議会のルールとすることでよろしいでしょうか。

<「はい」の声>

【吉田会長】

ありがとうございます。引き続き「協議事項の2」について事務局から説明をお願いします。

【事務局（橋本主査）】

引き続き3ページの中段をご覧ください。「(2) 第10次審議会の審議内容について」ご説明いたします。

①第10次審議会の審議項目については、先ほどの諮問書のとおり、「市民参加手続の実施運用状況の評価等」についてご審議を賜りたいと存じます。

②スケジュールは、令和2年度1回、令和3年度1回の計2回の審議会を予定しています。本日は、この後「令和元年度の市民参加手続の実施状況」をご報告いたしますので、それに対する評価をいただきます。また、その他に制度の改善点や工夫すべき事項などがございましたらご検討、ご提言をいただきたいと存じます。

来年度の審議会については、本日と同様「前年度の市民参加手続の実施運用状況について」ご評価いただきまして、第10次審議会としての答申をまとめていただくことを予定しています。答申については、別冊資料の9～10ページの資料4に、前回第9次の答申書を掲載しておりますので、参考にいただければと思います。私からは以上です。

【吉田会長】

ただいま事務局から説明があったように、市民参加制度が適切に運用されているか、何か改善すべき事項があるか、などといったことを議論し、最終的には意見を取りまとめて、令和3年度に答申するということです。何かご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

<「なし」の声>

【吉田会長】

それでは「次第の5. 議題」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（橋本主査）】

資料集の1ページをご覧ください。「資料1 令和元年度市民参加手続の実施状況」についてご説明いたします。

①【市民参加手続の手法ごとの実施状況】の表をご覧ください。こちらの表は、市民参加手続を手法ごとに、件数と参加人数をまとめたものです。手続の手法について、簡単にご説明いたします。上から、審議会とは市の依頼を受け、市政に関する事項の審査や検討などを行う合議制の組織のことで、パブリックコメント、パブコメと略しますが、市民参加手続の対象となっている案件、例えば条例の制定や改正を行う場合などに、市が原案や資料を公表し、それに対して市民からの意見を広く募集するものです。次に縦覧とは、都市計画法や地方税法などに基づいて行われるもので、都市計画の案や、土地・家屋の評価額などを見ることが出来るものです。ワークショップや市民会議は、テーマに対して自由な議論を行う場で、検討の早い時期から行う場合に使用される手法です。意見交換会は、案件について話し合ったり、意見を出し合ったりする場で、対象となる地域や団体などが特定される場合に使用される手法です。

表の説明に戻ります。表では、平成30年度と令和元年度について掲載しており、合計件数は30年度は25件・528人、令和元年度は44件・1,598人で、19件・1,070人の増加となりました。令和元年度の参加人数が増加した理由は、計画策定のためのアンケートを3件実施したことによるものが大きいです。

次に②【各課が行った市民参加手続のテーマ及び手法等】をご覧ください。こちらは、先ほど①で手法ごとにまとめたものを、課ごとに詳細をまとめたものです。記載している項目をご説明いたします。表の左から3列目「手続の手法」ですが、審議会の場合、カッコ書きで回数を表記しております。こちらは年度内に左側のテーマについて審議した回数となっています。「終了月日」は、市民参加手続を終えた月日であり、審議会であれば答申日、パブリックコメントであれば意見募集の期限日となっています。その隣の「審議会等名称」のカッコ書きの数字は、4ページの表の各No.と対応しています。表の一番右側の列「参加人数」は、審議会の場合は出席した委員数、パブリックコメントや縦覧の場合は意見の提出者数、アンケートの場合は回答者数、意見交換会の場合は参加者数となっています。

2件ピックアップしてご説明いたします。「担当課」欄、上から2つ目に企画課がございます。その1番目は、市民参加制度調査審議会の項目になります。テーマは「市民参加手続の実施運用状況の評価等に関する答申」で、手法は「審議会」、「1回」開催しました。終了年月日は答申日である「R1.10.11」、審議会の名称は「市民参加制度調査審議会」で(12)という数字は、4ページの左側にあるNo.12に対応しています。4ページの資料は、より詳しく審議会の開催状況をまとめたものになり、後ほどご説明いたします。「参加人数」は審議会に出席した委員数で「8人」でした。

続きまして、2ページをご覧ください。「担当課」上から3つ目に福祉総務課がありますが、テーマが4つある中で3番目と4番目は「第4次石狩市地域福祉計画の策定」と同テーマで、手法は審議会とパブリックコメントを用いて実施しています。このように1つのテーマで複数の手法を用いる場合もあり、案件によってふさわしい方法を検討しています。

1ページから3ページまでの全体を通して、令和元年度は、20の担当課において44件の市民参加手続を実施いたしました。資料1の説明は以上です。

【吉田会長】

ただいま事務局から説明がありました「資料1」について、ご意見等がございましたらご発言願います。

<「なし」の声>

【吉田会長】

それでは引き続き、「資料2」について事務局から説明願います。

【事務局（橋本主査）】

4ページをご覧ください。「資料2 令和元年度審議会等の開催状況」についてです。こちらの表は、令和元年度に開催された、すべての審議会の開催状況をまとめたものです。

No.1～4、情報政策課の「行政改革懇話会」を例に表の見方をご説明いたします。昨年度は「4回」開催していて、開催日は「9/2、11/13、11/28」、3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での会議は行わず、3/11～13の期間において書面での協議を行いました。「公開」欄は、9/2、11/28は傍聴が可能な公開した会議でした。11/13は現地視察のため公開しておらず、また、3月は書面協議のため公開していません。「諮問案件の審議」欄は「-」表記となっておりますが、これは諮問案件ではない場合で、特定のテーマについての報告や協議を行った場合に「-」表記としています。次に「出席委員数」はそれぞれ「6人、7人、6人、8人」でした。「傍聴者」は公開した9/2と11/28の会議に1名ずつ傍聴がありました。議事録確定日は10/25、12/19で、会議開催から議事録確定までの期間は、それぞれ53日間と21日間でした。また、「全文」筆記で議事録を作成しました。

このように、4～6ページに令和元年度に開催されたすべての審議会の状況をまとめており、28の課で201回開催いたしました。

なお、3月は新型コロナウイルスの影響を受け、開催した審議会11件中10件が書面協議となりました。

次に6ページの下段、①～③をご覧ください。

①公開審議会1回あたりの傍聴者数は平均1.08人であり、前年度1.79人より0.71人減少しました。傍聴者が最も多かったのは、資料4ページNo.20の環境審議会です。13人の傍聴がありました。

次に、②会議開催から議事録公開までの平均日数は、38.1日となっております。前年度の46.1日より8日減少しています。なお、市民参加マニュアルでは、議事録は会議の都度作成し、会議開催後から概ね1か月以内に作成するよう求めています。公表が遅れている場合は、企画課から担当課へ連絡し、公開漏れがないよう努めているところでございます。現在、議事録作成は、ICレコーダーで音声を録音して、職員がそれを聞きながら文字起こし、という方法で行っておりますが、1時間の会議でいたい20時間くらいの時間がかかっている状況です。このような状況の改善を目指し、今年度、議事録システム導入の実証実験を行っているところでございます。どのようなものかと申しますと、マイクを通して

話した音声を録音し、その音声データをシステムに取り込むことで自動的に文字化される、という仕組みです。音声を文字にする際の認識率は、マイクでの集音状況や、発言者の話し方によって左右されますが、ゼロから文字に起こすよりも、ある程度文字に起こされた状態で修正していくほうが、時間の短縮になると考えています。ちなみに先日、企画課で実施した会議で使用したところ、議事録作成に要した時間を、約半分にまで削減することができました。

このようなシステムを利用して、議事録作成にかかる負担の軽減と、議事録公開の迅速化を図り、市民参加制度の推進に努めてまいりたいと考えております。

資料に戻りますが、③報告もれにより会議予定の公表ができなかった件数は、ありませんでした。資料2の説明は以上です。

【吉田会長】

ただいま事務局から説明がありました「資料2」について、ご意見等がございましたらご発言願います。

<「なし」の声>

【吉田会長】

それでは引き続き、事務局から「資料3」について説明願います。

【事務局（橋本主査）】

次に7ページから8ページは、令和元年度のパブリックコメント手続等の実施状況をテーマごとに掲載しています。

市民の声を活かす条例第17条により、パブリックコメント手続における意見の募集期間は、市民が十分に検討するための時間を確保できるよう、1か月以上とすることになっています。もし募集期間が1か月未満となる場合は、その理由を公表することとしています。令和元年度実施された18件のうち17件は1か月の期間を設けておりましたが、No.2の「石狩市介護保険条例の一部改正」については、募集期間が2週間となっております。公表した1か月未満となった理由は、この介護保険条例の改正は、3月末に交付された国の政令を受けて行うものですが、6月に決定する年間介護保険料の算定を行うためのシステム改修に1か月の時間を要することから、募集期間を1か月未満としたところです。表の見方をご説明いたします。「意見等の提出状況」の「人数」は、パブコメに意見を提出した方の人数で、「件数」は提出された意見を内容ごとにまとめた数となります。複数の方から同じ内容の意見が提出された場合は、1件としています。また、1名の方から複数の意見をいただくこともありますので、件数が人数を上回ることもございます。

令和元年度は18件のパブコメを実施し、22人から65件の意見提出がありました。意見が多かったのは、No.13「健康増進室の使用料金等の設定について」で6人から11件、No.14「(仮称)子どもピ

ジョンの策定について」で5人から20件、No.15「第2期石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」で3人から16件でした。「意見の反映状況」は、市の機関が、提出された意見について、パブコメの趣旨や内容、計画との整合性や適法性などを総合的に判断して検討結果を作成し、5つに分類しています。

「採用」は、意見に基づき原案を修正するもの

「一部採用」は、意見に基づき原案を一部修正するもの

「不採用」は、意見を原案に反映しないもの

「記載済」は、既に原案に盛り込まれているもの

「参考」は、原案に盛り込めないが、今後参考とするもの

「その他」は、ご質問・ご意見として何うものです。

この検討結果を、広報とあい・ボードでは件数を掲示しているほか、市役所1階の情報公開コーナーやホームページでは結果の内容もあわせて公開しています。また、意見を提出していただいた方には、郵送等でお渡しもしています。

次に8ページをご覧ください。上段は、縦覧・意見書の提出手続についてです。2つのテーマで実施しましたが、意見の提出はありませんでした。中段以降は、過去の意見の検討結果をまとめたもので、パブコメ・縦覧について、平成25年度から令和元年度までの7年間を表にしています。資料3の説明は以上です。

【吉田会長】

ただいま事務局から説明がありました「資料3」について、ご意見等がございましたらご発言願います。

<「なし」の声>

【吉田会長】

それでは次に進めさせていただきますが、ただいま事務局より、資料1は令和元年度市民参加手続の実施状況、資料2は令和元年度審議会等の開催状況、資料3は令和元年度パブリックコメント手続等の実施状況、この3つの資料に基づいて説明が行われました。資料1から3までを通して「令和元年度市民参加手続の実施運用状況について」の評価を行いたいと思いますが、何かご意見等がございましたらご発言をお願いします。どうぞ。

【安藤委員】

評価ということですので、今事務局から説明いただいた資料1から資料3ですが、概ね適切に運用されている様子をうかがえるのかなという印象を受けました。1つだけ気になるのは、今出ている案件についてはすべて適切だと思われるんですけども、例えば、本来であればパブコメですとか、審議会で

すとか、やらなければいけなかった案件がなかったのかどうかというのが、この資料からは読み取れないので、その辺に関しましては、市のほうの適切な管理体制というんですかね、そういったものが行われているということが、どうしたらわかるのかなというのが気になった点ではございます。

【吉田会長】

はい。ただいまの意見について、事務局の方で、先ほど公表ができなかったという案件はゼロだったと。扱うべきことを扱わなかったというのはゼロだったという報告がありましたけども。

【事務局（橋本主査）】

はい。報告漏れによって公表できなかった件というのはありませんでした。

【事務局（小鷹部長）】

言われているのは、そもそも論で、そういうふうになってきていないけど、やらなきゃならなかったというのを、事務局の方でちゃんと監視できているのか、というご意見ですよ。

【安藤委員】

そうですね。そうですね。

【事務局（小鷹部長）】

恐らくになってしまうんですよね。企画経済部というところは、ある程度市の全体的な施策や計画、またそれらの進行管理も含めて、一応見ているんですね。その中で言われるように、しっかりと市民参加の手段自体、例えば審議会であったり、アンケートであったりを含めてそういうもの、恐らくにはなってしまうんですけど、ないというふうに思っています。ただ、その中で毎年、審議会で、意見の量だとか、そういうものをどう捉えているんだってことを言われるんですよね。今、安藤委員が言われたような、そもそも論の話もそうなんですけど、こうやって見てみると、結構意見が出ているものが少ないんじゃないの。そもそも皆さん、わかってないんじゃないのと言われるところもあるんですけど、前段お話ししたように、結構この市民参加制度自体が、ある程度市民の方に浸透しているという部分ですとか、市のほうも、そういう計画書を出すときは、その辺を結構デリケートに、市民の方々に寄り添った形で作っていくという意識があって、意見の数は昔に比べると、圧倒的に少なくなっている部分は一点ある。もう一つは、大きな事業があると、やはり市民の方々の注目がありますので、そういう面に関して件数は増える。前段、橋本からありましたように、アンケートが今回は多かったから、件数的には多くなっているんですけども、その平場の意見というのは、あんまり多くないように見受けられるとは思いますが。そのような事情もあるということではございます。

【吉田会長】

はい、どうぞ。

【安藤委員】

件数ですとか意見の内容につきまして、私も同感で、数があればいい、意見があればいいというふうにも思わないんですよ。内容の熟度であるとか、的確な指示があるかどうかという判定だと思いますので、その辺は全く同意します。また、監視体制についても課のほうで一元的に見ているというお答えをいただきましたので、適切に運用されているのかなと判断いたしました。

【事務局（中西次長）】

漏れがないか、という部分の補足なんですけど、こういった市民参加手続をしなければいけない事案については、突然出て、突然終わるというものはなかなかないというのもあって、年度当初には、しっかりとした基本的な年間スケジュールを全体の中で確認をしながら、我々のほうで監視をするということも含めて行っていますので、基本的には漏れがないという形でやっていると認識しております。以上です。

【吉田会長】

ありがとうございます。

【濱岡副会長】

冒頭の小鷹部長のご挨拶の中で、制度疲労というお話があったかと思うんですけど、今回、令和元年度の中で、運用がうまく行かなかったとまでは言えないんですけど、時代にちょっと合っていないなというような感じを、行政の皆様が感じたところというのはなかったんでしょうか、ということをお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

【事務局（小鷹部長）】

私の中で制度疲労の意味は2点ございまして、今、副会長が言われたような、審議会そのもの、例えばやり方ってものの制度疲労が一つと、もう一つは、前段お話させていただきました、石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例、通称市民の声を活かす条例なんですけど、この条例そのものが平成13年に作って平成14年から施行しているんですよ。今年19年目を迎えて、この条例そのもの自体の制度疲労ということもあろうかと思うんですね。というのは、今の時代、例えばコロナ禍の時代でもありますし、その前の経済もだいぶ変わってきている。リーマンショック後から経済が持ち直してというところも含めて。そもそも条例自体にも制度疲労があるんじゃないかなと思ひ、一語一句ではないんですけど、考え方そのものも、変えていかなきゃならないみたいな。そういう条例の逐条も見つつ、この辺の考え方を変えたほうがいいんじゃないのっていうことも、皆様にご議論いただきたいなということで申し上げました。

【吉田会長】

よろしいでしょうか。

【濱岡副会長】

特段、具体的なところっていうよりかは、方向性としてっていうところですね。

【事務局（小鷹部長）】

私の中で、具体的にここがもう古いよという考えが、特段あるわけではございません。

【濱岡副会長】

わかりました。ありがとうございます。

【吉田会長】

その他、何かございませんか。なければ、先ほど安藤委員の方からも発言がありましたけども、令和元年度の市民参加の手の実施運用状況についての評価については、完全かどうかという部分では、若干考えなければならぬ部分はあるけども、概ね適正に実施されていた、というご意見がございました。こういう内容でいかがでしょうか。本間委員、質問どうぞ。

【本間委員】

デジタルサイネージは現在、3か所に設置ということですが、今後広げていくという計画はあるんでしょうか。

【事務局（橋本主査）】

デジタルサイネージというお話がございましたので、情報提供という形で事前にお話させていただきます。資料7をご覧ください。デジタルサイネージの導入についてということで、こちらの左側大きな写真は、これまでの石狩市掲示板「あい・ボード」ですが、市民参加手続や市のイベントなどを市民にお伝えするための掲示板で、市内の郵便局やお店などの34か所に設置しています。

真ん中に小さい写真がありますが、昨年11月、市役所1階、花川北コミュニティセンター、花川南コミュニティセンターの3か所にデジタルサイネージを導入しました。こちらは画面上で、チラシを拡大し、小さな文字を大きくすることができるので、より見やすくなります。また、紙のチラシを掲示しているあい・ボードでは、チラシの張り替えは毎週木曜日に行っていますので、もし緊急でお知らせしたいことがあっても、張り替えの木曜日を待つか、自ら張り替えに行かなければなりません。

これが、デジタルサイネージであれば、パソコン上で張り替え操作ができるため、スピーディーな対応が可能になりました。直近では、1月末に新型コロナウイルス感染症の予防について、市民の方へお

知らせするチラシを、いち早く掲示することができました。それ以外にも、北コミや南コミは、災害が起こった時の避難所でもありますので、非常時の情報発信ツールとして活用することも想定しています。

現在はまだ、3か所の導入になっていて、今後増やすかどうかについては、今後の検討課題で、このデジタルサイネージの運用がどうだったかなどという検証を踏まえて、増やしていくかどうかについて考えていきたいというふうに考えております。以上です。

【吉田会長】

本間委員、どうでしょうか。今のお答えでよろしいですか。少し時間がかかるみたいですが。検証してからということでご理解いただきたい。はい、砂子委員。

【砂子委員】

あい・ボードのことで、良かったなと思うことをお話したいんですけど、何かの審議会だったと思うんですが、あい・ボードっていう字が下にだけあったそうなんですよね。それが非常にわかりづらいということで、今、写真を見たら上と下に、あい・ボードって書いてあるので、いつ直されたのか、良かったなと思ったんです。

【事務局（橋本主査）】

ありがとうございます。見やすいところという意見がありましたので、このような形にした経過がございます。

【砂子委員】

よかったです。

【吉田会長】

質問は他にございませんか。それでは先ほどの部分に戻しまして、令和元年度の市民参加手続の実施運用状況についての評価については、「概ね適正に実施されていた」ということでよろしいでしょうか。

< 「異議なし」 の声 >

【吉田会長】

それでは、ご異議がないようですので、令和元年度の市民参加手続の実施運用状況については、「概ね適正に実施されていた」と評価いたします。

次に、事務局より情報提供があるとのことですので、お願いいたします。

【事務局（橋本主査）】

先ほどデジタルサイネージをご紹介させていただいたんですけれども、開庁時間を過ぎてしまいますと、電源が落ちる設定になっていますので、本日帰られる際は、電源は落ちているんですが、市役所もしくは北コミ、南コミに行かれた際には、ぜひご覧いただいて、画面をグイッとすると文字が大きくなったりしますので、触ってみていただけたらと思います。以上です。

【吉田会長】

この件については先ほど、本間委員から質問がございましたので、できるだけ早く検証を終えて、数を増やしていく方向で検討してみてください。その他この件に関しましてございますか。

【安藤委員】

あい・ボードとか、デジタルサイネージでの情報提供なんですけど、先ほどコロナ禍で、やっぱり環境変化があるという話もありました。例えば今、飲食店などでも、メニューをQRコードで読んで手元にあるスマートフォンで見れるですとか、情報の提供の仕方も多様化していると思います。市から市民の方への情報提供も、そういったことを鑑みながら、様々な手法を取り入れていくという広い視野を持って、取り組んでいただけたらいいなと思い、発言させていただきます。

【事務局（中西次長）】

今、ご意見いただきまして、こういうご時世ですので、非接触の形をつくるですとか、そういったことがどうしても取組として必要な状況になっています。我々のほうとしましても、コロナ対策という部分も含め、利便性も含め、やれるところでデジタル化、今回の議事録の自動システムもそうなんですけど、極力人を介さないで仕事ができることも含めて取り組んでいきたいという考え方を持った中で進めております。先ほどのデジタルサイネージの部分も、今後検証というところではあるんですが、どうしても費用もかかってくるという部分ではありますので、逆に皆様のこういった場の声も含めて、これはぜひあったほうがいいですとか、意見をいただくと、また方向性が変わってくる部分もあろうかなと思いますので、また、次回の機会にも、参加されていない方の声などありましたら、ぜひお寄せいただければと思いますので、よろしくどうぞお願いします。

【吉田会長】

これまでもいくつか改善されて、運用されてきているようなんですけど、皆さん方で、今この制度に関して、安藤委員のように感じられていることがございましたら、ご発言をいただければと思います。ご意見ございませんか。

<「なし」の声>

【吉田会長】

今回、初回ということで、先ほど中西次長のほうからもありましたように、この1年の間に皆さん方の周辺の方に、いろいろご意見をうかがって、それを審議会の中で反映させていただければと思いますので、その時にまたご意見をお寄せいただければと思います。

それでは次に、次第の「7. その他」ですが、委員の皆様からお気づきになった点がございましたらご発言願います。この時世ですから、マスクをしながら話をするというのはなかなか難しいですね。

【安藤委員】

苦しいですね。

【吉田会長】

ご意見がなければ、次に移りたいと思いますが、よろしいですか。

< 「はい」 の声 >

【吉田会長】

事務局より、皆様に連絡事項があります。

【事務局（橋本主査）】

2点ございます。1点目、本日の議事録についてですが、事務局で作成した後、メールや郵送でお送りいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。皆様の確認が終わりましたら、会長に署名をいただいて、確定いたします。

次に2点目、次回の審議会についてですが、来年の8月から9月頃を予定しております。近くなりましたら、日程調整等でご連絡させていただきますので、よろしくをお願いいたします。私からは以上です。

【吉田会長】

今の点で、最初にも確認しましたが、皆さん方で議事録を確認する。最終的に了解をいただければ、署名をするということで進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

< 「はい」 の声 >

【吉田会長】

以上をもちまして、令和元年度第1回市民参加制度調査審議会を終了いたします。本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございました。

令和2年9月28日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 吉田 保雄